

## 岡山市水道局緊急時燃料供給協力事業者登録要綱

制定 平成26年9月1日

(趣旨)

第1条 この要綱は、災害等発生時に必要となる燃料を岡山市水道局(以下「局」という。)に供給することに関し協力することができる事業者の登録制度について、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、「事業者」とは、岡山市水道事業等の競争入札参加資格及び審査等に関する規程(昭和62年市水道局管理規程第2号)第5条第2項に規定する有資格者名簿(以下「名簿」という。)に登載されている者をいう。

(台帳への登録)

第3条 管理者は、災害等発生時の燃料供給に関し局に協力することができる事業者を登録するため、岡山市水道局緊急時燃料供給協力事業者登録台帳(以下「台帳」という。)を作成するものとする。

2 燃料供給に協力することができる事業者は、岡山市水道局緊急時燃料供給協力事業者登録申出書(様式第1号)により、次に掲げる事項のうち、協力可能な事項を限定して管理者に申し出るものとする。

- (1) 局各施設に対する運搬による燃料供給に関する事項
- (2) 事業者店頭における燃料供給に関する事項
- (3) 岡山市以外の都市の災害発生時における当該都市に対する運搬による燃料供給に関する事項
- (4) その他協力可能事項

3 管理者は、前項の規定による申出をした事業者について、その申出を受理することが適当であると認めるときは、台帳に登録するとともに、当該申出をした事業者にその旨を通知するものとする。

4 前項の規定による登録を受けた事業者(以下「登録事業者」という。)は、登録を受けた事項について変更が生じたときは、岡山市水道局緊急時燃料供給協力事業者登録変更申出書(様式第2号)により、遅滞なく管理者に申し出なければならない。

(登録期間)

第4条 登録事業者として登録する期間（以下「登録期間」という。）は、前条第3項の規定による登録の通知日から、当該通知日現在有効な名簿の登載期間の末日までとする。ただし、登録期間が満了する日までに登録事業者から登録の抹消の申出がなく、かつ、新しい名簿に当該登録事業者が登録された場合は、登録期間をさらに新しい名簿の登載期間の末日まで延長するものとし、以後においても同様とする。

(登録の抹消)

第5条 管理者は、登録事業者が岡山市水道局緊急時燃料供給協力事業者登録抹消申出書（様式第3号）により登録の抹消を申し出たとき又はこの要綱による協力が困難であると認めるときは、その登録を抹消するものとする。

(協力要請)

第6条 管理者は、災害等発生時において燃料供給の協力が必要であると認めたときは、登録事業者に対し協力の要請をすることができる。

(協力の実施)

第7条 登録事業者は、前条の要請を受けたときは、第3条第2項の規定による申出をした事項につき、自己の都合の範囲内で最大限の協力をするものとする。

(費用の負担)

第8条 前条の規定により登録事業者が行う協力活動（以下「協力活動」という。）に要する費用は、局が負担するものとし、その額は、局と登録事業者との協議により定めるものとする。

(損害のために要する費用の負担)

第9条 前条の規定にかかわらず、協力活動中に発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）については、登録事業者の責任において必要な措置を講じるとともに、それに要する費用を負担するものとする。

附 則

この要綱は、平成26年9月1日から施行する。